

大阪府急傾斜地崩壊防止工事に係る負担金の徴収に関する条例（平成28年4月1日施行予定）の概要

□考え方

- 今後新たに実施する「急傾斜地崩壊防止工事」については、負担の公平性を確保する観点から急傾斜地法に基づき、工事に要する費用の一部を受益者から徴収

□負担を求める範囲

- 土地所有者の保全義務及び崩壊による被害が大幅に軽減されることとなる範囲
 - ※当該範囲に含まれる全ての土地所有者の同意（負担金支払い）が必要
 - ・がけ地（急傾斜地）の土地所有者 ・がけ地上端および下端から5mの範囲の土地所有者

□負担額

1. 総額

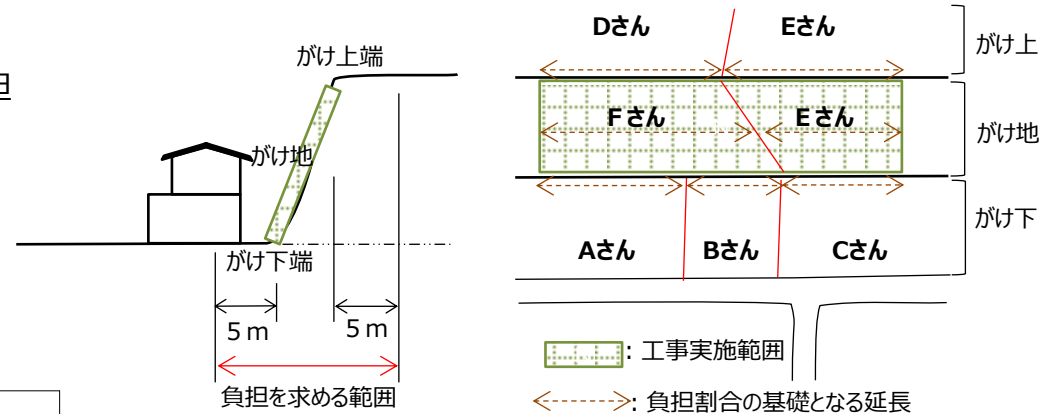
- 負担総額 = (急傾斜地崩壊防止工事に要する費用) × (負担割合)
- ・「工事に要する費用」には工事費や調査設計費を含む
- ・負担割合は国の採択要件に準じ5%・10%・20%の何れか

2. 各受益者の負担額

- 負担総額を各受益者が所有する土地の延長割合で分担
- ・「がけ上端」「がけ下端」はがけ地に接する土地の延長
- ・「がけ地」はがけの上下端の平均延長
- ・各受益者間の同意により分担額の変更は可能

3. 徴収方法

- 工事の進捗にあわせて年度毎に徴収
- ・生活保護法による扶助を受けている場合は免除



〔負担を求める範囲・土地所有者の延長割合のイメージ図〕

負担割合	近接して 公共施設等あり	左記以外
がけ高 30m以上	5%	10%
災害工事 隣接斜面	5%	10%
上記以外	10%	20%

土砂災害防止法に基づく 区域指定を基本とした 土砂災害対策全体の 進捗管理

土砂災害防止法区域指定（H28.9完了）

土石流
母数：指定箇所数（Y・R）
対象家屋数の把握

急傾斜地
母数：指定箇所数（Y・R）
対象家屋数の把握

地すべり
母数：指定箇所数（Y）
対象家屋数の把握

警戒避難体制の整備

項目：地区単位ハザードマップ作成支援

進捗指標：完成マップ数
マップに含まれる箇所数

※継続して検討
府）土砂災害警戒システムの更新
市町村）対象箇所を絞り込んだ避難勧告の発令

自らが行う特別警戒区域内の対策

項目：家屋移転および補強への助成

進捗指標：市町村の制度運用状況
住民への制度周知
移転および補強の実績

施設の整備

項目：土石流対策・急傾斜地崩壊対策

進捗指標：（対策実施箇所）
保全される家屋数（Y内）

保全されるR内の家屋数（参考）

両施策の合計によるR内家屋の対策
（解消）進捗を管理

※従来の危険箇所（4,361）については、
土砂法区域指定による見直しを実施
※当面は危険箇所の整備に対しても進捗を管理